

1. 平成28年度予算編成方針について

みらい財 第246号
平成27年10月1日

各部課等の長

つくばみらい市長 片庭正雄

平成28年度予算編成方針について（通知）

我が国の経済は、安倍内閣のもと経済政策いわゆる「アベノミクス」を推進しておりますが、緩やかな回復基調にあるものの、本市を含む地方の財政状況は未だ楽観出来ない状況にあります。

そのような中、国においては、「地方創生」を重点課題に掲げ、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口縮小と地域経済縮小の克服に向けた施策を推進しています。

国は、地方自治体に対しても、地域の実情に応じ、「地方創生」に取り組むよう期待しており、本市においても、将来を見据えた中長期的な視点から、効果的な施策を展開すべく検討を始めております。

財政見通しについては、国の経済状況は雇用・所得の改善傾向が続く中で、原油価格の下落の影響や各種施策の効果もあり、景気は緩やかに回復しつつあるとされています。

しかしながら、海外景気の下振れなど、景気を下押しするリスクに留意することが必要とされており、引き続き経済状況を注視し、慎重に対応を見極める必要があるものと捉えます。

こうした中、平成28年は、つくばみらい市が誕生し10周年を迎えます。本市は、つくばエクスプレス開通後みらい平地区の発展により人口5万人を超えることができました。また、大変喜ばしいことに東洋経済新報社が調査した2015年ランキングで本市は「成長力ランキング総合評価全国第1位」の最高評価をいただきました。

このことは、市民、議会、各種団体、各事業所の皆様と市役所が一体となった努力と熱意の結果であります。

本市では、更に成長力を高めるべく引き続き「“みらい”を担う子どもたちに誇れるまちに向けて」誠心誠意取り組んでまいります。

さて、平成26年度歳出決算額は、216億円を超え市の発展とともに大きく伸びており合併以来過去最高額となっております。また、市税収入もみらい平地区の開発とともに拡大の傾向にあります。

しかし、反面、事業の展開により地方債現在高も過去最高となっております。

主な財政指標については、平成25年度に比べ実質公債費比率は10.4%から9.3%に今年度は改善しているものの、今後、陽光台小学校等の建設にともなう借入元金の償還が

始まることで悪化することが見込まれます。

また、将来負担比率は、地方債残高の増加によって、36.1%から45.9%と悪化しております。

合併から10年間の普通交付税の合併特例措置も平成27年度で終了し、平成28年度から5年間かけて段階的に縮減になります。縮減後では、平成27年度と比較し、約7億円の減額が見込まれます。

平成28年度会計予算の歳入については、市税では、個人市民税や固定資産税で増加が見込まれているものの、市民法人税で税制改正の影響による減少が見込まれており、全体では今年度と同程度を見込んでおります。

一方歳出では、(仮称)富士見ヶ丘小学校の建設、給食センターの建設、福岡地区工業地域整備事業、小中学校校舎の大規模改修、公共施設の老朽化対策、合併特例債事業などの大規模事業が進捗することで、投資的経費の増加が見込まれています。

また、(仮称)富士見ヶ丘小学校等の建設に合わせ、多額の地方債に頼らざるをえない状況が続きます。

こうした中、本市が将来にわたって行政サービスを維持向上させていくためには、安定した財政基盤を構築していく必要があります。

各施策を着実に実施していくために、今後市税については現水準の収納率を維持し、他の使用料等については、さらに徹底して収納率の向上を図り、特別会計の経営健全性の確保、事務効果の適正化、事業手法の再検討なども念頭にいった財政の健全化を図っていくことが必要です。

平成28年度予算編成においては以上のようなことを踏まえ、引き続き財政の健全化に努め、事務事業の効果を見極めたいうえで、厳しい現況を認識され、予算要求をすること。

さらに、事業の必要性、公共性を十分考慮し可能な限り一般財源の歳出を抑制し予算積算をするものとし、必要な経費を的確に算出し、多額の不用額を出さないよう積算に努力するものとします。

1. 予算編成の基本方針

5年後、10年後を見据えた視点で将来のつくばみらい市の変化を十分捉えながら、以下の方針に基づき予算編成をすることとします。

(1) 新基本計画の推進

つくばみらい市に住み、働き、学ぶ多様な市民が「“みらい”を担う子どもたちに誇れるまちに向けて」行動できる予算編成を行う。

(2) ゼロベースでの真に必要な事業の見直し

すべての事業について、ゼロベースでの見直しを行い真に必要な事業なのかを見極め、限られた財源を有効に活用するため慣例的な予算計上を行わないこと。また、指定管理者制度や民間活力の導入についても積極的に採り入れること。

(3) 計画的な事業、身の丈に合った事業計画

現在それぞれの課等で様々な事業計画を立てているが、公共施設整備については、身の丈にあった本市独自の事業を検討すること。

2. 歳入に関する事項

アベノミクス効果は出ているものの、中国経済の懸念や消費税増税後の国内消費の伸び悩みで順調な景気回復とは言いにくい状況です。

市税についても、経済状況によっては、個人・法人共に大きく変動する可能性もあるので、ここ数年の増加傾向を維持できる保障はありません。

普通交付税については、合併特例措置が終了し、平成28年度から5年度をかけて段階的に縮減となります。

地方債現在高が、過去最高額となっている状況では、安易に市債で財源不足を補うようなことは避けなければなりません。

国・県等の動向を把握することは当然ですが、先進地事例を検討し、これまでの歳入だけでなく、あらたな歳入を産み出す努力をしてください。

(1) 市税

これまで、予算額と決算額とに乖離が見られ、年度途中での大幅な補正を実施しているので、収入率を精査し、適正な市税の積算を行うこと。また、県内トップクラスの収納率を堅持すること。

(2) 地方交付税，地方譲与税及び交付金

国の予算編成方針，地方財政計画及び関係法令の動向に注意し，確実な予算見積もりを行うこと。

(3) 使用料，手数料

昨年度から公共施設使用料の減免制度がスタートしたので，その実績を踏まえ適切に見積もること。

平成29年4月1日に，消費税が10%に増税予定であることから，消費税増税で市の負担額が増加するので，平成28年度中にそのことを十分に検討しておくこと。

(4) 国，県支出金

国，県の予算内容及び交付基準については，社会情勢等の状況により改定されることから，その動向には十分注意し，変更された経費の安易な一般財源への肩代わりは行わず，事業の継続，延期，中止又は受益者負担の増額などの十分な検討を行うこと。

(5) 財産収入

未利用市有財産については，売却を促進し，売却が出来ない市有財産については，貸し付けを行うなど積極的な管理費の削減に努めること。

(6) 市債

健全な財政運営を確保するためには，指標となる実質公債費比率を，常時18%以下に抑えなければならないことから，新市建設計画に基づいた合併特例債事業以外の新規発行債については，十分に検討した上で見積もること。

(7) その他の収入

積極的に，市の公共物等を広告の媒体として活用し歳入増を図ること。

ふるさと納税制度のPRを促進し，寄附額の大幅増を図ること。

3. 歳出に関する事項

全職員が、「平成27年度一般会計当初予算額」と「平成26年度末一般会計地方債現在高」がほぼ同額という現在の財政状況を真摯に受け止めた上で、事業の必要性、費用対効果、過年度実績等についてこれまで以上に精査し、歳出削減に努めてください。

今後も、小学校・給食センター建設など大型事業が続き、深刻な財源不足が予測されることから、各課等では前年度当初予算額より経常的な経費の10%減を目標として予算要求を行ってください（「平成27年度当初予算内示における指示事項」より）。

平成29年4月1日から、消費税が増税になることから、増税による税負担を軽減するため、平成28年度中に執行可能な予算については、増税の影響を考慮して要求してください。

国・県等の補助金が確実に見込まれる事業については、当初予算で計上し、補正予算での対応は控えることを原則とします。

緊急的な支出については、補正等(予備費充用含)での対応を検討しますので、当初予算での過大積算は控えるようにしてください。

「平成27年度当初予算内示における指示事項」を再度確認し、事業の見直しを図ってください。

なお、伊奈庁舎の建替えに伴い需用費・備品購入費等の予算要求がある場合は、事前に財政課と十分に協議し、過剰計上又は計上漏れがないようにしてください。

(1) 人件費

① 報酬

市条例、規則により適正に予算措置すること。

② 職員給

現員の算定基準日を平成27年10月1日とし、給与水準の適正化、合理化に努力しつつ、現行の給料表で見積もること。併せて、退職者や新規採用職員を考慮、加味した予算措置とすること。また、定員管理に徹し、給与関係経費の縮減と抑制を条件としながら適正な予算額を措置すること。

③ 賃金

職員が育児休暇等の取得により臨時職員を雇用する必要がある場合は、総務課と協議の上、予算計上すること。

④ 共済費等

制度改正の動向を注視、把握し見積もること。

(2) 扶助費

近年めまぐるしく変化する国、県の支給基準等の改定があり、単価等を十分精査、検証の上、見積もるとともに、支給対象人員に脱漏がないように配慮すること。

(3) 物件費

日常業務での節約に配慮しながら、全体経費の削減、縮減に努めること。

特に、需用費については、より内容を精査し、削減すること。

① 旅費

宿泊を伴う研修は、真に事業効果を発揮できる事業に限定し、研修先は、関東一円及び隣接県を対象とする。公共交通機関を利用した出張については、実費支給とする。

なお、日当は、支給の対象から除外する。

② 消耗品

(ア) 作業着については、原則として総務課で一括して予算計上することとする。(特別会計分も含)

(イ) 事業費支弁事務費は、各事業費目に計上することとし、それ以外の事務用品については、原則として総務課で一括して予算計上することとする。

(ウ) 紙媒体による情報(追録、定期刊行物等)の入手を専らとすることなく、インターネットなど他の手段を講じることで事務効率を向上させ、経費の削減に結びつくものを分類しながら予算計上すること。

なお追録に関しては総務課で一括計上することとする。

(エ) 広報紙、ホームページ等を情報伝達手段の第一選択肢とし、複写機の安易な使用は止め、印刷機の積極的な活用を考慮すること。プリンタからの印刷は、場合によっては、1枚に複数ページの印刷や、両面印刷を行ない、経費の削減に努めること。カラーコピー・カラー印刷の利用は、必要最低限とすること。

③ 燃料費

省エネ運転を基本とし、前年度決算額とを対比しながら適正な消費量を積算し、別途指示した単価に基づき見積もること。

④ 食糧費

昼(夕)食の時間帯を避けた会議設定を基本としながら、やむを得ず提供しなければならない時には、別途指示した額で見積もること。

⑤ 印刷製本費

印刷を依頼する場合には、印刷数量を十分精査し、無駄や追加増刷をなくすこと。

⑥ 光熱水費

事務環境の創出に配慮した室温管理の徹底や昼休み等の消灯による節電を考慮した経費の計上とする。冷暖房の設定については、暖房20度(寒い時は着る)、冷房28度とするエコロジー利用とすること。

⑦ 修繕費

常に施設の維持管理を適切に行い、工事請負費に属さない経費を計上すること。積算が困難な修繕工事については、数社から参考見積書を徴し、適正な額を措置すること。また、部局内で複数の要求がある場合は、必ず優先順位を付けること。

⑧ 役務費

適切な連絡方法、手段を講じることで通信運搬費の節減に結びつけ、広告料、手数料等も実績を勘案の上、事業効果を十分に参酌した経費とすること。

建物及び車両にかかる保険料は、財政課において一括算定し各課に周知、指示するので、平成27年度中に異動があったものや平成28年度中に新たに保険加入が必要なものについては、漏れなく財政課に連絡すること。

⑨ 委託料

年度当初に契約が集中することから、長期継続契約業務、債務負担行為による契約業務、単年度業務を識別して契約事務の平準化を図るとともに、複数施設の植栽管理業務や施設管理業務を取りまとめることにより、契約事務の平準化とコスト削減を図

ること。

- (ア) 民間業者等に委託する場合は、業務内容を厳しく分析し、必要経費を勘案した計上とすること。また、契約時には見積もり額で安易に契約することなく、再度協議し、減額に努めること。
- (イ) 継続している事業についても、聖域と捉えることを厳禁とし、業務仕様書を積極的に見直し、新たな視点、発想で見積もること。
- (ウ) 継続業務や新規業務に拘束されない斬新な発注方法を模索し、多様な選択肢から厳選すること。
- (エ) 委託料の改定が予測されるものについては、説明資料の添付を義務付ける。業務内容が大幅に変更になる場合は、適宜に見積書を提出すること。
- (オ) 茨城計算センター等電算業務委託については事業の精査を実施し、不必要な事業委託、システム使用料等の不当な請求について十分調査すること。

⑩ 使用料及び賃借料

- (ア) 土地、建物の賃借料は、前年度契約単価を参考に、公租公課を加えて見積もること。
一般会計に係る土地借上料については、財政課で一括計上することから、平成27年度中に異動があったものや平成28年度中に新たに予算措置が必要な場合には、漏れなく財政課に連絡すること。
- (イ) 複写機や印刷機使用料は、現行単価で見積もること。
- (ウ) 事務機器等の増設については、新たな事務事業の発生を除いては、原則考慮しない。リース期間満了を迎える機器については、再リースでの調達を基本とし、過大な配備機器については契約終了とすること。さらに経費の縮減につながるものが想定される時には財政課との協議を経て、事務環境の向上に寄与させること。

⑪ 備品購入費

庁用備品の購入は原則として認めない。公用車の維持と運行に際し、集中管理方式を大原則とし、経費の削減を行うこと。公用車購入を計画している場合は、財政課との協議を経て、環境に配慮した車種選定を基本とする。

(4) 補助金・負担金等

各種団体への補助金については、既得権を聖域化することなく、ゼロベースの視点から自主財源による組織の活性化を促しながら、団体の理念を実現するための適正な補助金交付指針を基礎として、指導、助言、育成に配慮した予算措置を講じること。さらに所定の目的を達成したものにあっては、廃止を含めた見直しも必要である。

また、一部事務組合の負担金についても、組織の原点に戻りながら事業展開をしていただくこととし、事前協議を重ねながら、構成市の共通理解事項を基盤にして合理的な積算根拠による負担金額を計上すること。

その他、協議会等の負担金に対しても繰越額の多い団体にあつては、減額に努めるよう働きかけること。

(5) 維持補修費

維持補修作業は、それを放置してしまうことにより、後に、大変な負担になってくる

ことが予想される。安全を基本に、重要度、緊急性を最優先しながら、施設の維持管理に配慮して見積もること。また、複数の要求がある場合は、必ず優先順位を付けること。

(6) 投資的経費

新基本計画を基として、継続事業においては総合計画実施計画書に基づき、各事業の必要性、有効性、効率性及び公共性を総合的に判断して見積もること。また、部局内で複数の要求がある場合は、必ず優先順位を付けること。

① 補助事業(県単独支出金による事業を含む。)

(ア) 国等の予算の動向を漏れなく把握し、確実な見通しを立てながら見積もること。

(イ) 原則として、補助基本額で見積もること。

(ウ) 効果の薄い補助金については、これを受け入れないこととするとともに、零細補助金は受け入れないことを基本として、特に厳選すること。

② 市単独事業

(ア) 緊急性、投資効果、施設の運営方法、将来の維持管理にまで踏み込んで十分な検討を加え、真に事業効果が創出できるものに限定すること。

(イ) 適正規模、構造等を綿密に調査し、必要最小限の見積もり額とすること。

(7) 債務負担行為

事業の性格を見極めながら、当該年度及び当該年度以降の財政負担を考慮した上で設定を認めるものであること。

4. 各種基金について

(1) 適正な運用を図るとともに、事業への充当を積極的に検討すること。

(2) 土地開発基金で保有している土地で、売却が可能な土地については売却を促進し、売却が出来ない土地については貸し出して積極的に管理費を削減すること。

5. 特別会計及び企業会計

特別会計及び企業会計については、一般会計同様の視点に立ち、その設置目的を十分理解し、全事務事業について徹底した見直し検討を行った上で、企業感覚に立って経営状況及び将来の見通しを立て、依存している一般会計からの繰出金の計画的な減額が図れるよう見積もることとします。

6. その他

(1) 市議会において決議、採択された請願、陳情その他指摘事項及び要望事項については、その内容に十分配慮すること。

(2) 職員からの優れた提案については事務事業に反映し、事業費の削減を図ること。

別表

区 分	歳出予算の積算基準及び留意点
一般行政経費	(1) 義務的経費（人件費，扶助費，公債費）を除いた経常的経費については，再度内容を精査し縮減に努めること。
投資的経費	(1) 普通建設事業については，実施計画登載事業を優先し予算化するものとし，事業費については実施計画での計上額を上限とすること。
1 報酬	(1) 各種委員会，審議会等の開催回数については，年間の回数を精査のうえ必要最小限とし，現行単価により算出のこと。 (2) 嘱託職員についても必要最小限で見積り，単価については，「嘱託職員の任用に関する規則」により算出のこと。（日数は実日数で計算し，雇用保険料自己負担額がある場合には，歳入に計上すること。）
2 給料 3 職員手当等 4 共済費	(1) 職員（嘱託職員・臨時職員を除く。）の人件費については，総務課で取りまとめて要求するものとする。なお，人件費を計上する特別会計においては，総務課と調整を行ったうえで，歳入歳出予算総額の調整をすること。 (2) 時間外勤務手当の年度途中の補正は原則として認めない。 (3) 特殊勤務手当の要望については，予算編成システムへの入力はずせぬに，別添の様式で11月18日までに総務課に電子データで提出すること。
7 賃金	(1) 事前に総務課と協議し，調整済みとなったもののみ要求すること。雇用にあたっては極力抑制し，やむを得ず雇用する場合は，最小限の日数とすること。単価については，「臨時職員の任用等に関する規則」により算出のこと。（日数は実日数で計算し，雇用保険料自己負担額がある場合には，歳入に計上すること。）
8 報償費	(1) 講師については，可能な限り行政機関職員等の活用を図り歳出を抑制すること。 (2) 記念品等に係るものについては，内容を精査し抑制すること。 (3) 謝礼の金額は，日額6,000円以内とし，事業内容を精査し必要最小限で見積ること。
9 旅費	(1) 日当については支給しないこととして積算すること。 (2) 公用車の効率的な活用を図ること。 (3) 嘱託職員の通勤手当については費用弁償で見込むこと。 (4) 東京方面への出張でつくばエクスプレスを利用する場合の乗降駅は，「みらい平駅」で積算すること。
10 交際費	支出内容等を十分精査し，節減に努めること。

11 需用費	<p>(1) 消耗品費 総務課で調達可能な庁用事務用品については、その他の課等においては原則として計上しないこと。 複写機等の使用では、資料の作成・配布の工夫によりコピー量を抑えること。またカラーでの出力は極力控えること。</p> <p>(2) 燃料費 燃料費については下記の単価で見積もることとするが、使用量について明記し、予算編成時点での価格の変動に対応できる積算とすること。</p> <table data-bbox="558 616 1364 795"> <tr> <td>燃料単価(消費税込み)</td> <td>レギュラーガソリン</td> <td>1 3 4 円／リットル</td> </tr> <tr> <td>燃料単価(消費税込み)</td> <td>軽油</td> <td>1 0 5 円／リットル</td> </tr> <tr> <td>燃料単価(消費税込み)</td> <td>灯油 (配達)</td> <td>6 8 円／リットル</td> </tr> <tr> <td>燃料単価(消費税込み)</td> <td>A重油 (配達)</td> <td>6 3 円／リットル</td> </tr> </table> <p>(3) 食糧費 会議賄いについては、真にやむを得ない場合に限り計上することとし、一人3,000円以内とする。弁当代は一人600円以内とする。なお、職員分は自己負担とすること。会議等での湯茶等の提供は原則しないものとする。</p> <p>(4) 印刷製本費 可能な限り庁内の印刷機を活用することとし、印刷部数及び発行期間等の見直しや広報紙または市ホームページへの掲載等により、ペーパーレス化と刊行物の整理統合を図ること。</p> <p>(5) 光熱水費 平成24年度から使用開始した日本ロジテック協同組合などの東京電力以外の電力供給についてもさらに検討すること。また、使用量の把握とともに、なお一層の節約を図り削減に努めること。</p> <p>(6) 修繕料 施設の状況を十分に調査把握し、緊急性、工法等検討のうえ必要最小限度の額を要求すること。また、部局内で複数の要求がある場合は必ず優先順位をつけること。</p> <p>(7) 賄材料費、医薬材料費 実績額を考慮し、的確に見積もること。</p>	燃料単価(消費税込み)	レギュラーガソリン	1 3 4 円／リットル	燃料単価(消費税込み)	軽油	1 0 5 円／リットル	燃料単価(消費税込み)	灯油 (配達)	6 8 円／リットル	燃料単価(消費税込み)	A重油 (配達)	6 3 円／リットル
燃料単価(消費税込み)	レギュラーガソリン	1 3 4 円／リットル											
燃料単価(消費税込み)	軽油	1 0 5 円／リットル											
燃料単価(消費税込み)	灯油 (配達)	6 8 円／リットル											
燃料単価(消費税込み)	A重油 (配達)	6 3 円／リットル											
12 役務費	<p>(1) 電話料については、通話実績を踏まえて見積もること。</p> <p>(2) 建物及び車両にかかる保険料は、財政課において一括算定し各課に要求額資料を提供するので、平成27年度中に異動があったものや平成28年度中に新たに保険加入が必要なものについては、漏れなく財政課に連絡すること。</p>												

13 委託料	<p>(1) 職員で対応可能な業務は、委託業務から除外し経費の縮減に努めるものとするが、民間委託により住民サービスの向上とコスト削減につながるものは、積極的に導入すること。</p> <p>(2) 業者からの見積りに頼ることなく、積算根拠、方法、価格の妥当性などを十分に精査すること。</p>
14 使用料及び賃借料	<p>(1) 事務機器等で平成27年度にリース期間満了となるものについては、再リースと買い取りとの料金の比較検討をすること。</p> <p>(2) 一般会計に係る土地借上料については、財政課で一括計上することから、平成27年度中に異動があったものや平成28年度中に新たに借用が必要な場合には、漏れなく財政課に連絡すること。</p> <p>(3) バス利用の際は、可能な限り行政バスを利用すること。 (行政バス使用管理規定を参照のこと)</p>
18 備品購入費	<p>庁用備品の購入は、原則として認めないこととする。</p>
28 繰出金	<p>特別会計においては、経営の一層の効率化と健全化に取り組み、一般会計からの基準外の繰出しを抑制すること。</p>

収支見込みに変更が生じた場合などは、必要に応じて積算基準の調整を行うことがあります。